

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県佐倉市鎗木町320

氏 名 公益財団法人日産厚生会

佐倉厚生園病院

院 長 長尾 建樹

電話番号 043-484-2161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公益財団法人日産厚生会 佐倉厚生園病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市鎗木町320番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療・福祉 病院
②事業の規模	181床
③従業員数	350名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物処理フロー図(別紙1)参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物委員会の組織図(別紙2)参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	109.609 t	t
	(これまでに実施した取組) 医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、使用上の安全性重視の観点から器具類のディスポーザブルははずせない。安全性、効率性を考慮し、特別管理産業廃棄物を単純に減らすのが困難な為、特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別を徹底して実施する。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	115.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別を徹底して実施する。 患者の感染症の検診を徹底し、種別に応じて滅菌再使用できる器具を用いる。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利物と固形物
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利物と固形物

(第3面)

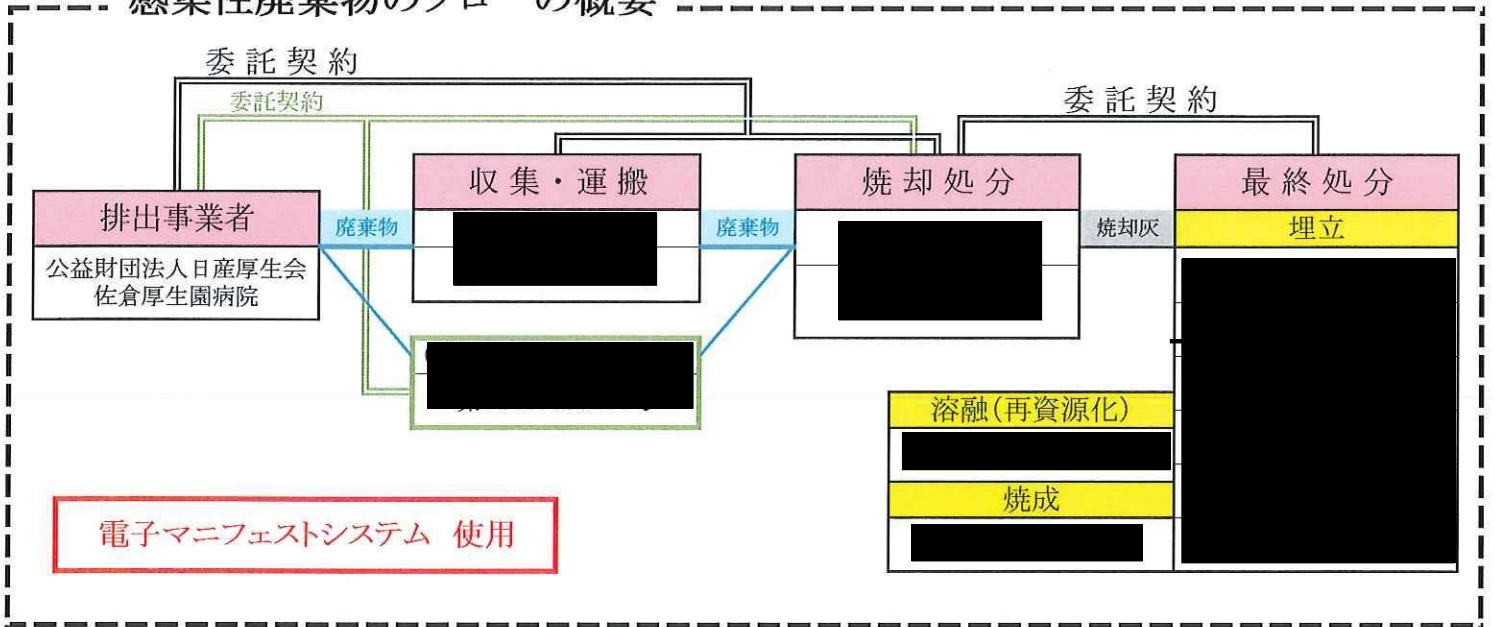
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、器具類についても安全性重視の観点からディスプレイははずせない為、再生利用することは難しい。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も再生利用の予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、安全上、自ら中間処理を行う事は困難である。 また熱回収を行う処理施設を設置するのも同様で、廃棄物の性質および法律上難しい。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状維持		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、自ら埋め立て処分を行う事は法律的に妥当ではない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	109.609 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	109.609 t	t
	再生利用業者への処理委託量	23.612 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・中間処理後の残渣の一部を、リサイクルをしている最終処分場へ依頼する。 ・安全上、廃棄物を入れるプラスチック容器のリサイクルは難しいがリサイクルのプラスチックを使用した容器を一部導入する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	115 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	115 t	t
	再生利用業者への処理委託量	25 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記実施内容の継続。 ・分別を徹底していく。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	109.609 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・平成31年4月より電子情報処理組織（JWネット）使用。 今後も継続して使用する。		
※事務処理欄			

感染性廃棄物のフローの概要



< 中間処理業者 >

[Redacted]

◇ [Redacted]

◇ [Redacted]

< 最終処分業者 >

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]
- ⑤ [Redacted]
- ⑥ [Redacted]
- ⑦ [Redacted]
- ⑧ [Redacted]